**令和８年（フ）第１６６号**
茨城県石岡市東石岡五丁目４番８号　仲屋ハイツＡ101
破産者　本田　早苗
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第６７８号**
横浜市南区永田みなみ台１番１―710号
破産者　岩渕　芳二
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１２１２号**
横浜市西区東ケ丘76番地10　パークサイド東ケ丘Ｄ号
破産者　福本　有希（従前の氏名福本有希子）
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３３１号**
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目１番地８　ファミーユ籾山102
破産者　小松　義弘
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３８６号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目24番11―303号
破産者　谷口　彩貴
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１６８号**
静岡県駿東郡長泉町下長窪90番地の１　太郎の七　106号
破産者　栗原　要子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和８年（フ）第１７４号**
静岡県浜松市中央区和地山一丁目７番12号
破産者　松下　弘喜
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第１８５号**
静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪4132番地
破産者　デ　ジェズス　バルボザ　ヤマモトマリザ（ＤＥ　ＪＥＳＵＳ　ＢＡＲＢＯＳＡ　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＳＡ）
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和７年（フ）第１２２０号**
京都市山科区川田菱尾田19番地22、開始決定時の住所大津市滋賀里四丁目３番１―301号
破産者　小島　弘次
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１７１号**
京都市西京区樫原畔ノ海道10番地72　アフターベース樫原　201号、前住所京都市上京区今小路通御前通東入東今小路町744番地39
破産者　京都北野四恩こと　黒田　啓子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第３８６号**
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―621
破産者　八反田昌彦
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第４４０号**
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下９番地１　カーディフ山田305号
破産者　石谷友美こと　柳　　友美
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第２３５１号**
大阪市北区同心２丁目12番１―605号
破産者　足立　　凱
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１００号**
兵庫県尼崎市開明町１丁目15番地の５
破産者　ビューティーノートこと　北川　公二
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第１９３号**
兵庫県西宮市甲子園網引町10番46号、前住所兵庫県姫路市西庄甲255―１　ホワイトコースト壱番館210
破産者　村田　　宝
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第２６号**
香川県丸亀市津森町671番地１　エスポワール宮浦202号、前住所福岡県福岡市東区松崎四丁目37番11―103号　ルポゼ千早
破産者　黒岩　勝己
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**令和８年（フ）第３４号**
高知市西塚ノ原14番地１　モイドープ和田305
破産者　成田　　誠
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１００号**
高知市仁井田4350番地４
破産者　川村　えり
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係